

公 示

(R5 綾瀬川ビオトープ環境再生業務)

次のとおり公示します。

令和5年10月18日

国土交通省

関東地方整備局 江戸川河川事務所長 守安 邦弘

1. 公示の概要等

(1) 公示の目的

河川法第99条に基づき、R5 綾瀬川ビオトープ環境再生業務の委託に関し、実施団体等を選定することを目的とする。

(2) 委託の内容

本業務は、綾瀬川に接続する貴重な自然環境である大曾根ビオトープにおいて、水辺に生息する生物調査を行なうことと共に、植生浄化の保全・回復を行い、生物多様性と水質改善に寄与できる空間の再生に努めるものである。また、都市化が進む綾瀬川周辺地域の中に残された貴重な空間である当地において、生物多様性等に係る環境保全意識の高揚を促進する場に相応しい環境学習の拠点として強化を目指すものとする。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月29日まで

(4) 委託費

委託費については、実費相当とする。

(5) 本委託業務の受託を希望する団体等は、資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(6) 提出された申請資料をもとに資格審査を行い、委託先を選定するものとする。

(7) 資格要件を満たす団体等が複数有る場合は、委託内容を分割して委託するものとする。

- (8) 委託業務契約については、(6)の選定の後、委託者、受託者で協議を行い、契約を締結するものとする。

2. 資格要件

委託の対象となる団体等は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 江戸川河川事務所管内を活動区間として指定された河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
- (2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。詳細は、説明書による。
- (3) 江戸川河川事務所管理区間における水質調査及び生物調査及び環境学習を行った実績があること。
- (4) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 申請資料の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 本委託に関する手続等

(1) 担当部局

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 流域治水課

TEL 04-7125-7317

FAX 04-7125-2947

電子メール katsuyama-s8310@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和5年10月18日(水)から令和5年11月1日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- ②交付場所：〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 流域治水課

- ③交付方法：上記②の交付場所で交付する。交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙交付を行う。郵送を希望する者は、上記（１）に申し出ること。
ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（１）に電子メールにて依頼を行うこと。

（３）申請資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和５年１０月１８日（水）から令和５年１１月１日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで
- ②提出先：上記３．（１）に同じ。
- ③提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着。）により提出すること。

４．その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）詳細は、「説明書」による。